

板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付要綱

（平成 10 年 4 月 1 日区長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、地域の福祉団体が在宅の心身障がい者（児）のために行うレクリエーション事業（以下「事業」という。）に対し、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、もって心身障がい者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象団体）

第 2 条 この補助の対象となる団体は、板橋区内に本拠を有し、障がいのある区民を対象に福祉活動を実施している団体であって、結成後 2 年以上常時活動し、団体規約、予算書及び決算書を備えているもの（以下「対象福祉団体」という。）とする。ただし、営利を目的とする団体を除く。

（補助対象事業の要件）

第 3 条 補助対象事業は、前条で規定する対象福祉団体の行う事業で、次に掲げる条件を備えたものとする。

- （１）前年の活動実績のうち、10 名以上の参加で実施したものがあること。
- （２）障がい者自身が 5 名以上参加予定であり、かつ、介助者と合わせた参加予定数が 10 名以上であること。
- （３）障がい者は、身体障害者手帳、愛の手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）の対象となる難病として厚生労働大臣が指定する疾病）であること。
- （４）前号のほか、区長が特に必要と認めるもの

（補助の申込）

第 4 条 補助を受けようとする対象福祉団体は、補助を受けようとする年度で別に定める期間内に区長に申込を行うものとする。

2 区長は、前項の期間経過後も予算の範囲内で、追加募集を行うことができる。

（補助の対象経費）

第 5 条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、レク

リエーション参加費、交通費、バス借り上げ料及び運営諸経費とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(補助金の額等)

第6条 各対象福祉団体に交付する補助金の交付額は、各年度年額25万円を限度として区長が定める額とする。

2 補助金の対象経費は別表のとおりとする。

(申請の手続)

第7条 対象福祉団体は、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施日より1か月前までに板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 申請事業収支予算書

(3) 参加予定者名簿

(4) 団体の概要・活動実績

(5) その他団体資料（規約、会員名簿、総会資料）

(6) 障がい者に対する介助者について、福祉部長が別に定める比率以上となる場合、その理由書

(交付決定の通知)

第8条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、補助金の交付の可否を審査し、交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、対象福祉団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 対象福祉団体は、前条の規定に基づく交付決定通知を受けたときは、請求書（別記第3号様式）により区長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第10条 区長は、前条の規定に基づく補助金の交付請求があったときは、対象福祉団体に速やかに支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第12条 対象福祉団体は、補助事業終了後 20 日以内に、板橋区心身障がい者(児)レクリエーション事業実績報告書(別記第4号様式)に参加者名簿、収支報告書及び領収書等の関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

また、障がい者に対する介助者について、福祉部長が別に定める比率以上となった場合、または障がい者自身の参加が 4 名以下となった場合は、第 7 条第 6 号を準用する。

(補助金の確定)

第13条 区長は、対象福祉団体から実績の報告書を受けたときは、その成果が交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

(補助金の清算)

第14条 対象福祉団体は、前条の規定による補助金交付額確定通知書を受領したときは、「板橋区障がい者(児)レクリエーション事業補助金清算書」(第6号様式)を区長に提出し、速やかに補助金を清算しなければならない。この場合において、対象福祉団体は、前条の規定により確定した補助金の額が、既に交付を受けた額を下回るときは、その額を速やかに区に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 区長は、第11条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に、補助事業の当該取消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

(助成の回数)

第16条 この要綱による助成は、1 団体につき毎年度 1 回限りとする。

(助成の対象外)

第17条 板橋区心身障がい児余暇活動支援事業要綱(平成 18 年 3 月 13 日区長決定)による指導員の派遣を受けている団体は対象外とする。

(細則)

第18条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）の定めるところによるほか、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別表

補助対象経費

区分	交付額	備考
レクリエーション 参加費	入場料、宿泊代、傷害保険料等の レクリエーションに参加する際の 必要な経費（飲食代のみの場合は 対象としない）	1 回の開催に際し、1 人上限 1，000 円を補助する。
バス借り上げ料	バスの借り上げ料、有料道路代、 駐車場代、乗務員代（心付けは含 まない）	
交通費	移動に必要な、鉄道、乗り合いバ ス、介護タクシー等の運賃	
運営諸経費	看護師、ボランティア、手話通訳 士への謝礼金、事業に係る事務経 費（下見費用も含む）	

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 板 橋 区 長

所 在 地 〒 -

団 体 名

代表者名

電 話 ()

年度 板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

（1）事業計画書・・・・・・・・・・別紙1－1

（2）申請事業収支予算書・・・・・・・・別紙1－2

（3）参加予定者名簿・・・・・・・・・・別紙1－3

（4）団体の概要・活動実績・・・・・・・・別紙1－4

（5）その他団体資料

①規約 ②会員名簿 ③総会資料（予算書・決算書含む）

（6）障がい者（児）に対する介助者について、要領で定める比率以上になる
場合、その理由書・・・・・・・・別紙1－5

事業計画書

1. 事業名
2. 実施予定日 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
3. 実施場所
4. 事業内容・行程

5. 参加予定人員 名
(内訳)

障がい当事者（難病患者含む）	名
介助者その他	名

申請事業収支予算書

(団体の年間活動予算ではなく、補助金申請事業の予算を記入してください。)

1 収入の部

項 目		金 額	備考 (単価・対象人数等)
(内訳)	レクリエーション事業補助金	円	申請金額を記入してください。 25万円が上限。
	レクリエーション参加費	円	1人上限1,000円
	バス借り上げ料	円	
	交通費	円	
	運営諸経費	円	
参加料		円	
団体負担金		円	
		円	
合 計		円	

2 支出の部

項 目			金 額	備考（単価・対象人数等）
補助対象経費内訳	参加費	宿泊費・入場料等	円	
		傷害保険料	円	
	バス借り上げ料	貸切バス代金	円	
		有料道路代	円	
		駐車場代	円	
		乗務員代（心付けは含まない）	円	
	交通費		円	
	運営諸経費	看護師謝礼	円	（ ）人×（ ）円
		ボランティア謝礼	円	（ ）人×（ ）円
		手話通訳謝礼	円	（ ）人×（ ）円
		下見費用	円	
その他事務経費		円		
対象外経費	飲食代		円	
			円	
			円	
			円	
合 計			円	

参 加 （ 予 定 ） 者 名 簿

〔 年 月 日現在〕

	フリガナ 氏 名	障がい当事者・介助者	備 考
1		1 障がい当事者 2 介助者	
2		1 障がい当事者 2 介助者	
3		1 障がい当事者 2 介助者	
4		1 障がい当事者 2 介助者	
5		1 障がい当事者 2 介助者	
6		1 障がい当事者 2 介助者	
7		1 障がい当事者 2 介助者	
8		1 障がい当事者 2 介助者	
9		1 障がい当事者 2 介助者	
10		1 障がい当事者 2 介助者	
11		1 障がい当事者 2 介助者	
12		1 障がい当事者 2 介助者	
13		1 障がい当事者 2 介助者	
14		1 障がい当事者 2 介助者	
15		1 障がい当事者 2 介助者	

団体の概要・活動実績

1 団体の概要

団 体 名			
所 在 地			
設立年月日	年 月 日	代 表 者	
会 員 数	人（うち、区内に在住している会員数 人		
会 費	1 人 円／年間		
活 動 目 的 （団体の活動目的や設立目的を記入してください。）			

2 これまでの活動実績

年 度	実 績 の 内 容 又 は 予 定	年間活動経費
年度 （前年度の団体年間活動実績を記入してください。）		
年度 （今年度の団体年間活動予定を記入してください。）		

年 月 日

所 在 地 〒 -

団 体 名

代表者名

電 話 ()

理 由 書

※障がい者（児）に対する介助者について、要領で定める比率以上になる場合

理由

号
年 月 日

様

板橋区長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度板橋区心身障がい者（児）
レクリエーション事業補助金を、下記により交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 補助対象経費 別紙内訳書のとおり

3 交付条件

（1）この補助金は、交付申請書記載の事業以外に使用しないこと。

（2）事業終了後、20日以内に実績報告書を提出すること。

（3）板橋区心身障がい者(児)レクリエーション事業補助金交付要綱を遵守すること。

※上記(1)から(3)までのいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部または
一部の返還を命ずることがあります。

請 求 書

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年度 板橋区心身障がい者(児)レクリエーション事業補助金として
上記金額を請求いたします。

年 月 日

所 在 地

団 体 名

代 表 者 名

電 話 ()

(宛先) 板 橋 区 長

第4号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先） 板 橋 区 長

所 在 地 〒 -

団 体 名

代表者名

電 話 ()

年度 板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業実績報告書

年度板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金に係る事業実績について、
下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- （1）事業報告書・・・・・・・・・・別紙2－1
- （2）事業収支報告書・・・・・・・・・・別紙2－2
- （3）参加者名簿・・・・・・・・・・別紙2－3
- （4）補助金に係る領収書等
- （5）障がい者（児）に対する介助者について、要領で定める比率以上になった
場合、また障がい者自身の参加が4名以下となった場合の理由書・・別紙4

事業報告書

1. 事業名
2. 実施日 年 月 日 () ～ 年 月 日 ()
3. 実施場所
4. 事業内容・行程

5. 参加人員 _____ 名
(内訳)

障がい当事者（難病患者含む）	名
介助者その他	名

事業収支報告書

1 収入の部

項 目	金 額	備考 (単価・対象人数等)
レクリエーション事業補助金	円	申請額を記入してください
参加料	円	
団体負担金	円	
	円	
合 計	円	

2 支出の部

項 目			金 額	備考（単価・対象人数等）
補助対象経費内訳 （要領収書添付）	参加費	宿泊費・入場料等	円	
		傷害保険料	円	
	バス借り上げ料	貸切バス代金	円	
		有料道路代	円	
		駐車場代	円	
		乗務員代（心付けは含まない）	円	
	交通費		円	
	運営諸経費	看護師謝礼	円	（ ）人×（ ）円
		ボランティア謝礼	円	（ ）人×（ ）円
		手話通訳謝礼	円	（ ）人×（ ）円
下見費用		円		
その他事務経費		円		
自主経費	飲食代		円	
			円	
			円	
	区への返還金（※）		円	
合 計			円	

3 補助金の精算 (※)

区分	申請額 (A)	実績額 (B)	返還額 (A-B)
参加費	円	円	円
バス借り上げ料	円	円	円
交通費	円	円	円
運営諸経費	円	円	円
合 計 (上限 250,000 円)	円	円	円

参 加 者 名 簿

〔 年 月 日現在〕

	フリガナ 氏 名	障がい者・介助者	補助対象	備 考
1		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
2		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
3		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
4		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
5		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
6		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
7		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
8		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
9		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
10		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
11		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
12		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
13		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
14		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	
15		1 障がい当事者 2 介助者	1 対象 2 対象外	

年 月 日

所在地 〒 -

団体名

代表者名

電 話 ()

理 由 書

※障がい者（児）に対する介助者について、要領で定める比率以上になった
場合、または障がい者自身の参加が4名以下となった場合

理由

第 号
年 月 日

様

板橋区長

年度 板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付をもって提出された実績報告書を審査した結果、 年度板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金については、板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付要綱第13条に基づき下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 金 円

2 返還額がある場合

板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付要綱第15条に基づきこの通知を受け取った日から30日以内に返還するよう命じます。

(1) 補助金確定額 金 円

(2) 既交付済額 金 円

(3) 返還額 金 円

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

（宛先）東京都板橋区長

所在地 〒 -

団体名

代表者名

電 話

板橋区障がい者（児）レクリエーション事業補助金清算書

年 月 日付で交付された 年度板橋区心身障がい者（児）

レクリエーション事業補助金について、下記のとおり清算いたします。

記

- 1 受 領 額（交付決定額）

_____ 円
- 2 執 行 額（交付確定額）

_____ 円
- 3 清 算 額（受領額－執行額）

_____ 円